

令和8年8月14日

伊豆市議会議長 下山 祥二 様

伊豆市議会政治倫理審査会
委員長 波多野 靖明

伊豆市議会政治倫理審査会審査結果報告書

伊豆市議会政治倫理審査会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、伊豆市議会議員政治倫理条例第7条の規定により報告します。

記

- 1 付 託 事 件 令和8年7月24日に付託された審査請求
- 2 審査対象議員 森 良雄
- 3 審 査 結 果 別紙のとおり

伊豆市議会議員政治倫理審査会審査結果報告

1 審査請求の内容

[請求者] 住 所 伊豆市土肥 446-12

氏 名 小長谷 順二

[連署議員] 飯田 大 浅田 藤二 鈴木 優治 3名

[政治倫理基準] 伊豆市議会議員政治倫理条例第3条第1号および第7号該当について

[審査を求める内容] 森良雄議員に対し、議会は「戒告」の懲罰決定をしたが、その後も不適切発言を行ったため、政治倫理審査会が開催され、「本会議への出席自粛勧告」の決定がされた。これら決定に関わらず、土肥地区の津波避難複合施設「テラッセオレンジトイ」及び津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)に関し、議会で不適切な発言を繰り返した。これらによる令和8年6月定例会の森良雄議員の一般質問における不適切発言および、令和8年7月に新聞折り込みで配布された「森よしおニュース」の記載内容

[証拠書類] 「森よしおニュースNo.116」、伊豆市議会政治倫理審査会審査結果の書類、令和8年6月の一般質問の発言に係る資料

2 審査対象議員 森 良雄

3 審査会の構成

委員長 波多野 靖明

副委員長 黒須 淳美

委 員 尾垣 和則 小川 多美子 間野 みどり 青木 靖

三田 忠男 木村 建一 計8人

4 審査会開催の経緯

令和8年7月24日(金) 審査請求書を議長が受理

7月24日(金) 臨時会後、伊豆市議会政治倫理審査会の設置をし、議長が審査会委員を指名し、委員から委員長及び副委員長を互選する。

7月24日(金) 第1回審査会 午前10時37分から午前11時21分まで

出席委員8人

政治倫理審査会制度確認等の説明を受けた後、提出された審査請求書の「審査を求める行為の内容」に対し、伊豆市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1号及び第7号の政治倫理基準に該当するか否かを審査することを確認した。請求書の内容を確認し、第2回審査会に請求者と審査対象議員に出席を求め、それぞれ意見聴取をすること

とした。

令和8年7月30日（木） 第2回審査会 午前9時29分から午前11時52分まで

出席委員8人

請求者の小長谷議員と審査対象議員の森良雄議員が、それぞれ出席要求に応じ出席した。請求者は、令和8年6月定例会での、森良雄議員の一般質問で不適切発言をしたこと、同議員が7月に新聞折り込みで発行した「森よしおニュースNo.116」の記載内容について、説明した。また、土肥地区の取り組みや住民感情はいかがか、などの質疑・回答がされた。

続いて、審査対象議員は、皆さんが言葉尻を捕まえているだけ。津波の前に起こる地震で多くの人が亡くなると考えているため、その対策がされていないと考えている。との考えを述べ、伊豆市津波避難計画や、土肥地区の住民の取組を存じているか、などの質疑がされたが、的を射た回答がなく、途中「帰る」といって、委員長の許可なく退場してしまった。

出席要求者退席後、政治倫理基準の違反行為について委員の意見を出し合い、条例第3条第1号及び第7号に違反する行為の存否について採決し、全会一致により決定する。

条例第6条第4項の措置決定についても、引き続き審査し、第5号「議員の辞職勧告」とすることを全員挙手で決定した。

なお、決定通知に説明文書の添付が必要との意見があり、素案を青木委員が作成し、委員長等が確認した後、第3回審査会で調整することとなった。

令和8年8月10日（月） 第3回審査会 午前10時30分から午後0時08分まで
出席委員8人

条例第6条第4項の措置決定について、第2回審査会で審査したとおり、第5号「議員の辞職勧告」にすることを全員挙手にて決定したことを確認した。次いで、説明文書として青木委員が作成した案の内容を検討した。文字修正や削除箇所などを検討し、整理については委員長一任とした。

5 政治倫理基準に違反する行為の存否

条例第3条第1号及び第7号に違反する行為があったことを認める。

6 審査の結果

本審査会は、審査請求者の小長谷順二議員に審査請求の内容について出席と説明を求め、質疑を行った。審査対象となる不適切発言については、令和8年6月定例会での、森良雄議員の一般質問で不適切発言をしたこと、「森よしおニュースNo.116」

の記載内容を確認して審査をした。

(1) 森よしおニュースNo.116 について

森議員は、新聞折り込みで発行した森よしおニュースNo.116 で、津波避難タワーのテラッセオレンジトイを「殺人タワー」と表現したり「オレンジゾーンの大虐殺」などと表現したりする記載を繰り返している。これは、懲罰委員会での戒告の決定及び、本審査会以前の政治倫理審査会で、本会議への出席自粛の勧告を受けるに至った表現である。これは、条例第3条第1号「市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。」に該当すると判断された。

(2) 令和8年6月定例会の一般質問での不適切発言について

6月定例会の森良雄議員の一般質問では、再び会議録から削除されることとなった、森良雄議員の繰り返される不適切発言に対し、市長から「土肥の住民を愚弄するものだ、このような発言をこれ以上議会として許してほしくない」との趣旨の発言を受けている。「死者 1,400 人」について、静岡県が、まだ避難タワーができていない当時の津波浸水エリアで、真冬に最大級の津波が来た場合に想定した数字で、何も対策をしなければ、という条件下の数であるが、森良雄議員の意見聴取によれば、森良雄議員は、津波の前に起こる地震によって1,400人が亡くなると考えているとのことで、伊豆市津波避難計画や、土肥地区の住民が行っている避難訓練や対策について、事実を存じていないと取れる発言であった。このことが、条例第3条第7号「議員の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実により他人の名誉を棄損する行為をしないこと。」に該当すると判断された。

(3) 議員としてのコンプライアンスについて

議員の責務として条例第2条第2項には、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならない。」と定められている。今回、この条例に基づき審査請求されたことは、第2項の規定による「疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならない。」に当たり、森良雄議員が「死者 1,400 人」と発言したこと、テラッセオレンジトイを「殺人タワー」と称したこと、「オレンジゾーンの大虐殺」などと発言したことは、事実関係を明らかにした発言ではない。

また、条例第2条第1項には、「議員は、市民全体の代表としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する高い倫理性を保たなければならない。」と定められている。これまでの懲罰や勧告に反省はうかがえず、引き続き不適切な発言していることおよび、審査対象議員の意見聴取においても、委員からの質問に正確な回答をせず、途中で退場した行為は、第1項の規定による「市民の信頼に値する高い倫理性を保たなければならない。」の、高い倫理性を保持しているとは認められない。

7 決定した措置

伊豆市議会議員政治倫理条例第6条第4項第5号の「議員の辞職勧告」措置を求める。

8 通知に添付する説明書の内容

本審査会において審査の対象となった発言等に関する事実関係の説明文書を、結果通知書とともに通知する。